

様式第6（第三十三条関係）

権利変換計画書

（一）再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を有する者で、当該権利に対応して再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第58条第1項第2号、第3号、第4号、第26号）、法第58条第1項第3号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第58条第1項第11号、第12号）又は再生前マンションの借家権者で、当該権利に対応して再生後マンションについて借家権を与えられることとなるものに関する事項（法第58条第1項第13号、第14号、第15号、第16号）

権利者						権利変換期日前の権利の状況																
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者		賃借権を与えられることとなる者		配偶者居住権を与えられることとなる者		再生前マンションの区分所有権又は借家権				再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等				価額の合計額 (A+B)	再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等についての担保権等の登記に係る権利							
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名	住所	配偶者居住権の存続期間	所在	権利の種類	権利の内容			価額(A)	所在及び地番		地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額(B)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
									専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分										氏名又は名称	住所
法第58条第1項第2号		法第58条第1項第13号		法第58条第1項第15号		法第58条第1項第3号、第26号													法第58条第1項第11号			

(参考) 清算金予定額			権利変換期日後又は法第81条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況																			
区分所有権又は借家権に関する清算金予定額 (C-A)	敷地利用権に関する清算金予定額 (D-B)	合計額	再生後マンションの区分所有権又は借家権				再生後マンションの敷地利用権				価額の合計額 (C+D)	再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権についての担保権等の登記に係る権利										
			所在	権利の種類	権利の内容			価額(C)	所在及び地番	地目		権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額(D)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者		担保権等の登記に係る権利について必要な定め			
					専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分										氏名又は名称	住所				
法第58条第1項第4号、第14号、第16号、第26号											法第58条第1項第12号											

※プラスの場合は施行者が徴収、
マイナスの場合は施行者が交付

(二) 再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、再生後マンションに関する権利又はその敷地利用権を与えられないものに関する事項（法第 58 条第 1 項第 18 号、第 26 号）

権利者							権利変換期日前の権利の状況											
区分所有権又は敷地利用権を与えられない者		賃借権を与えられない者		配偶者居住権を与えられない者			再生前マンションの区分所有権又は借家権					再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分					価額の合計額 (A+B)	
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名	住所	配偶者居住権の存続期間	所在	権利の種類	権利の内容			価額 (A)	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)		価額 (B)
									専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分							
法第 58 条第 1 項第 18 号、第 26 号																		

法第 75 条第 1 項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

(三) 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第 58 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 26 号）、法第 58 条第 1 項第 6 号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第 58 条第 1 項第 11 号、第 12 号）

権利者	
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者	
氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 5 号	

権利変換期日前の権利の状況									
隣接施行敷地の所有権又は借地権						隣接施行敷地の所有権又は借地権についての担保権等の登記に係る権利			
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額 (A)		権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
								氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 6 号、第 26 号						法第 58 条第 1 項第 11 号			

(参考) 清算金予定額			権利変換期日後又は法第 81 条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況																
区分所有権に関する清算金予定額 (B)	敷地利 用権に 関する 清算金 予定額 (C-A)	合計額	再生後マンションの区分所有権					再生後マンションの敷地利 用権					価額の 合計額 (B+C)	再生後マンションの区分所有権又は敷地利 用権についての担保権等の登記に係る権利					
			所在	権利の 種類	権利の内容			価額 (B)	所在及 び地番	地目	権利の 種類	権利の 内容 (地積 及び権 利の割 合)		価額 (C)	権利の 種類	権利の 内容	権利を有する者		担保権 等の登 記に係 る権利 につい て必要 な定め
					専有部 分(家 屋番 号、建 物番 号、種 類及び 床面 積)	共用部 分の共 有持分	団地共 用部分 の共有 持分										氏名又 は名称	住所	
法第 58 条第 1 項第 7 号、第 26 号													法第 58 条第 1 項第 12 号						

※プラスの場合は施行者が徴収、
マイナスの場合は施行者が交付

- (四) 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者のうち、次に掲げる者に関する事項（法第 58 条第 1 項第 19 号）
- イ 権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者
 - ロ 権利変換期日において当該権利の上に敷地利用権が設定され、かつ、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられない者

権利者		隣接施行敷地					
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	イ又はロの別	失う権利の価額又は敷 地利用権設定による減 価額
法第 58 条第 1 項第 19 号							

法第 75 条第 1 項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

(五) 施行底地権を有する者で、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第 58 条第 1 項第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 26 号）、法第 58 条第 1 項第 9 号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第 58 条第 1 項第 11 号、第 12 号）

権利者	
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者	
氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 8 号	

権利変換期日前の権利の状況							
施行底地権					再生前マンションの施行底地権についての担保権等の登記に係る権利		
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額 (A)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者
							氏名又は名称 住所
法第 58 条第 1 項第 9 号、第 26 号					法第 58 条第 1 項第 11 号		

(参考) 清算金予定額		
区分所有権に関する清算金予定額 (B)	敷地利用権に関する清算金予定額 (C-A)	合計額

※プラスの場合は施行者が徴収、
マイナスの場合は施行者が交付

権利変換期日後又は法第 81 条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況																
再生後マンションの区分所有権					再生後マンションの敷地利用権					価額の 合計額 (B+C)	再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権 についての担保権等の登記に係る権利					
所在	権利の 種類	権利の内容			価額 (B)	所在及 び地番	地目	権利の 種類	権利の 内容 (地積 及び権 利の割 合)		価額 (C)	権利の 種類	権利の 内容	権利を有する者		担保権 等の登 記に係 る権利 につい て必要 な定め
		専有部分（家 屋番 号、建 物番 号、種 類及び 床面 積）	共用部 分の共 有持分	団地共 用部分 の共有 持分										氏名又 は名称	住所	
法第 58 条第 1 項第 10 号、第 26 号											法第 58 条第 1 項第 12 号					

(六) 施行底地権を有する者で、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられないものに関する事項（法第 58 条第 1 項第 20 号）

権利者		施行底地				
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	失う権利の価額
法第 58 条第 1 項第 20 号						

法第 75 条第 1 項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

参加組員		再生後マンションの区分所有権					再生後マンションの敷地利用権			
氏名又は名称	住所	所在	権利の種類	権利の内容			所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)
				専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分				

法第 58 条第 1 項第 21 号、第 26 号

(八) 再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権のうち (一)、(三)、(五) 及び (七) 以外の明細、その帰属並びに処分の方法 (法第 58 条第 1 項第 17 号、第 22 号、第 26 号)

再生後マンションの区分所有権					再生後マンションの敷地利用権				再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権の帰属		標準家賃の概算額	家賃以外の借家条件の概要	処分の方法			
所在	権利の種類	権利の内容			所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容（地積及び権利の割合）	氏名又は名称	住所			譲渡又は賃貸の別	譲受人又は賃借人の決定方法	その他	備考
		専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分												

法第 58 条第 1 項第 17 号、第 22 号、第 26 号

(九) 保留敷地の所有権又は借地権の明細、その帰属及び処分の方法（法第 58 条第 1 項第 23 号）

保留敷地の所有権又は借地権				保留敷地の所有権又は借地権の帰属		処分の方法			
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	譲渡又は賃貸の別	譲受人又は賃借人の決定方法	その他	備考

法 58 条第 1 項第 23 号

(十) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

清算金の徴収に係る利子

清算金の徴収に係る利子の決定方法

(法第 58 条第 1 項第 24 号)

(十一) 権利変換期日

再生前マンション又は再建敷地の明渡しの予定時期

工事完了の予定時期

(法第 58 条第 1 項第 25 号)

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権(当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。)を指す。
- 2 この計画書には、各専有部分の室内仕上げ表を添付すること。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「権利の内容(地積及び権利の割合)」欄には、登記簿に記載された地積及び権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。